

1号議案別紙 会費規則の変更(案)について

・法人会員の初年度月会費を変更

変更前

資本金等	初年度月会費	年会費
50億円超	35,000円	350,000円
3億円超50億円以下	14,000円	140,000円
1億円超3億円以下	10,500円	105,000円
1億円以下	7,000円	70,000円
個人事業主、起業準備中の個人・創業5年以内の営利法人	3,500円	35,000円

変更後(案)

資本金等	初年度月会費	年会費
50億円超	42,500円	350,000円
3億円超50億円以下	17,000円	140,000円
1億円超3億円以下	12,750円	105,000円
1億円以下	8,500円	70,000円
個人事業主、起業準備中の個人・創業5年以内の営利法人	4,250円	35,000円

令和6年3月理事会承認後より案内を開始
令和6年7月より適用

入会月	初年度会費	計算式
令和6年4月入会	初年度会費	7,000円 × 12か月 = 84,000円
令和6年5月入会	同	7,000円 × 11か月 = 77,000円
令和6年6月入会	同	7,000円 × 10か月 = 70,000円
令和6年7月入会	同	8,500円 × 9か月 = 76,500円
令和6年8月入会	同	8,500円 × 8か月 = 68,000円